

主催：四国ミロク会計人会

四国税理士会認定研修 3 時間

日本 FP 協会継続教育単位認定研修 3 単位

★Zoom による Web 研修

事業承継・相続争いにまつわる法務と税務 ～税理士として関与する留意事項～

講師からのメッセージ

日本では年間 120 万人以上が死亡しており、程度の差はあれ、相続を巡る紛争が相当件数発生しています。その相続紛争の中でも、特に事業承継の場面、また多額の財産を被相続人が遺したケースにおいて、税理士と弁護士の協働が求められることになります。

しかし、相続争いのある相続において、税理士と弁護士が協働することは以外と難しいことです。税理士は税法を基準に判断し、弁護士は民法を基準に判断する。税理士が把握しておかねばならない、その両者の橋渡しとなる事項を解説します。

(成田 一正)

講師 税理士 成田 一正 (なりた かずまさ)

公認会計士 税理士 行政書士 IT コーディネーター
MJS 税経システム研究所客員講師

略歴：東京国税局、大手監査法人勤務を経て、1989 年公認会計士事務所設立。2011 年には税理士法人おおか設立、代表社員に就任、現在、特別顧問。日本税務会計学会相談役。
主な著書：『Q&A 事業承継・自社株対策の実践と手法』（共著）日本法令、『税理士が提案できる家族信託 検討・設計・運営の基礎実務』（共著）税務経理協会、『詳説自社株評価 Q&A』（共著）清文社、他多数。

研修概要

- ・被相続人の生前の ATM での引き出しについての返還請求
- ・名義株式をめぐる問題点
- ・自社株式贈与と特別受益の持戻し計算
- ・相続財産が共有状態になった場合
- ・不動産共有物分割の解消
- ・遺言と異なる内容の遺産分割協議について
- ・遺産分割協議のやり直し
- ・相続分の譲渡という手法
- ・相続人に未成年者がいる場合
- ・相続させる旨の遺言に与える影響
- ・遺留分侵害額請求と金銭給付請求権
- ・遺留分の放棄手続きと解消
- ・経営承継円滑化法と民法特例の利用
- ・所有者不明土地の利用促進
- ・財団等への遺贈の問題点

日時 2025 年 10 月 30 日 (木)
13:30～16:30 (13:00 開場)

定員 30 名 (先着順／定員になり次第締切)

受講料 会計人会会員 2,200 円 (税込)
一般 6,600 円 (税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

※後日、請求書を発送致しますので受講料をお振込みいただきますようお願い致します。

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

研修受講申込書 (FAX 送信先：089-915-0373)

※複数名お申込みの場合は、
当申込書をコピーしてご利用ください。

ふりがな	受講区分 ☐ ミロク会計人会会員 ☐ 一般
貴所名	
ふりがな	税理士会登録支部 登録番号
受講者名	支部 第 号
ご住所 〒	※当会より、税理士会認定研修受講報告を行うため、必ずご記入ください。
E メールアドレス：	TEL
	FAX

※受講に必須となります。必ず E メールアドレスのご記載をお願い致します。

----- ご記入いただく情報について -----

ご記入いただくお客様の個人情報は、当研修の受付にあたり名簿作成を行いお客様への対応をする上で必要なものです。お申し込みいただいた個人情報につきましては、研修講師、協賛各社および業務委託先へ提供する場合があります。また、お預かりした情報は、今後の各種イベント、研修のご案内や当社および協賛各社からの製品情報のご案内、保険代理店業に関するご案内に、利用させていただくことがあります。ご案内が不要なお客様は、当社にご連絡をいただければ電子メール、DM などの送信発送を中止いたします。当社は、記入していただいた情報を当社個人情報保護方針に則り適切に管理し、お客様の承諾なく上記以外の第三者に開示・提供することはありません。当社の個人情報の取扱いに関するご質問・お問い合わせについては当社ホームページ「情報セキュリティ及び個人情報保護に関する方針」(<https://www.mjs.co.jp/securitypolicy/>) を公開しておりますので、こちらをご確認ください。またはミロク会計人会連合会「個人情報保護方針」(<https://www.mirokukai.ne.jp/privacy/index.html>) をご確認ください。

お問合せ先

株式会社ミロク情報サービス 松山支社 担当：三藤・崎山
〒790-0001 愛媛県松山市一番町 3-3-3 菅井ニッセイビル 8F
TEL 089-915-0369 FAX 089-915-0373



四国ミロク会計人会